

|   |                        |                      |                     |
|---|------------------------|----------------------|---------------------|
| <p>一 齧歯目に属する動物（法第五十四条に規定する指定動物（以下「指定動物」といふ。）及び次項の第一欄に掲げるものを除く。）</p> | <p>第一欄<br/>（届出動物等）</p> | <p>第二欄<br/>（感染症）</p> | <p>第三欄<br/>（事項）</p> |
| <p>一 齧歯目に属する動物（法第五十四条に規定する指定動物（以下「指定動物」といふ。）及び次項の第一欄に掲げるものを除く。）</p> | <p>（略）</p>             | <p>（略）</p>           | <p>（略）</p>          |

4 厚生労働大臣が定める三種病原体等については、第二項第五号（第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）中「排気並びに三種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは、「三種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（四種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）

第三十一条の三十四（略）

2（略）

3 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、四種病原体等の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一（略）

二 前号の規定にかかわらず、法第六条第二十五項第六号に掲げる四種病原体等の滅菌等をする場合にあつては、一分以上の煮沸をする方法、水酸化ナトリウム水二・五パーセント以上である水溶液中に三十分間以上の浸漬をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法で無害化すること。

三（略）

4 法第六条第二十五項第一号（インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清型がH2N2であるものに限る。）から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号（フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。）に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等については、第二項第五号（第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）中「排気並びに四種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは、「四種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

5（略）

別表第一（第二十八条及び第三十条関係）

|   |                        |                      |                     |
|---|------------------------|----------------------|---------------------|
| <p>一 齧歯目に属する動物（法第五十四条に規定する指定動物（以下「指定動物」といふ。）及び次項の第一欄に掲げるものを除く。）</p> | <p>第一欄<br/>（届出動物等）</p> | <p>第二欄<br/>（感染症）</p> | <p>第三欄<br/>（事項）</p> |
| <p>一 齧歯目に属する動物（法第五十四条に規定する指定動物（以下「指定動物」といふ。）及び次項の第一欄に掲げるものを除く。）</p> | <p>（略）</p>             | <p>（略）</p>           | <p>（略）</p>          |

4 令第二条第二号に掲げる三種病原体等その他厚生労働大臣が定める三種病原体等については、第二項第五号（第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）中「排気並びに三種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは、「三種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（四種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）

第三十一条の三十四（略）

2（略）

3 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、四種病原体等の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一（略）

二 前号の規定にかかわらず、法第六条第二十三項第六号に掲げる四種病原体等の滅菌等をする場合にあつては、一分以上の煮沸をする方法、水酸化ナトリウム水二・五パーセント以上である水溶液中に三十分間以上の浸漬をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法で無害化すること。

三（略）

4 法第六条第二十三項第一号（インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清型がH2N2であるものに限る。）から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号（フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。）に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等については、第二項第五号（第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）中「排気並びに四種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは、「四種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

5（略）

別表第一（第二十八条及び第三十条関係）

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>七 齧菌目に属する動物の死体であつて、ホルムアルデヒド溶液（濃度が三・五重量パーセント</p> | <p>六 齧菌目に属する動物の死体（次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。）</p>  | <p>二 齧菌目に属する動物（指定動物を除く。）であつて、感染性の疾病の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのないことが確認され、動物を介して人に感染するおそれのある疾病が発生し、又はまん延しないよう衛生的な状態で管理されているもの（厚生労働大臣が定める材質及び形状に適合する容器に入れられて</p> |
| <p>ペスト、エムボックス、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、野兔病及びレプトスピラ症</p> | <p>ペスト、エムボックス、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、野兔病及びレプトスピラ症</p> | <p>ペスト、狂犬病、エムボックス、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>   |
| (略)  | (略)  | (略)  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>七 齧菌目に属する動物の死体であつて、ホルムアルデヒド溶液（濃度が三・五重量パーセント</p> | <p>六 齧菌目に属する動物の死体（次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。）</p> | <p>二 齧菌目に属する動物（指定動物を除く。）であつて、感染性の疾病の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのないことが確認され、動物を介して人に感染するおそれのある疾病が発生し、又はまん延しないよう衛生的な状態で管理されているもの（厚生労働大臣が定める材質及び形状に適合する容器に入れられて</p> |
| <p>ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>    | <p>ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>   | <p>ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>  |
| (略)  | (略)   | (略)  |

